

自家用電気工作物設置者 各位

千葉県PCB特設事務局

ポリ塩化ビフェニル含有電気機器等の保有に関する調査について（お願い）

日頃から、環境行政に御理解、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

千葉県では、県内におけるPCB廃棄物の処理促進に向け、PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含有している変圧器、コンデンサー、安定器等（以下、「PCB含有電気機器」という。）の把握を進めています。

PCB含有電気機器の保管事業者は、PCB特別措置法に基づき、毎年、管轄自治体に保管等の状況に関する届出が義務づけられているとともに、PCB処理基本計画で定められた期限内に処分を行わなければなりません。

東京事業エリア（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）の高濃度PCB廃棄物の処理期限は、PCB使用変圧器・コンデンサー等が平成34年3月31日、PCB使用安定器等・汚染物が平成35年3月31日、また、低濃度(微量)PCB廃棄物の処理期限は平成39年3月31日となっています。

保管事業者は、JESCOへの処分委託を処分期間までに行う必要があります。

このため、千葉県では、PCB含有電気機器の使用及び保管に関する実態を把握し、期限内の処分完了に向けた今後の施策に役立てるため、次のとおり本調査を実施することといたしました。

つきましては、御多忙中とは存じますが、同封した調査票に必要事項を御記入の上、同封した返信用封筒（切手不要）にて御返送いただくか又はFAXにて御送信いただきますようお願い申し上げます。

本調査は、経済産業省の協力のもと、「自家用電気工作物設置者」の皆様へ送付し、実施しております。既に、PCB廃棄物特別措置法に基づき届出されている事業者の方におかれましても、ご面倒ですが本調査に御協力いただくようお願い申し上げます。  
※当県では平成28年11月から平成29年2月にかけて同様の調査を実施しており、その際に御回答いただけていない事業者の方にも改めて送付しております。

■ 同封の調査票に必要事項を御記入の上、同封の返信用封筒（切手不要）にて、平成29年11月27日（月）までに投函いただくか又は下の（FAX）宛てに送信してください。御回答がない場合、事務局から電話により問合せする場合があります。

■ 使用中の電気設備についての留意事項

- 接触等により感電の恐れがあり非常に危険ですので、調査のために設備に近づかないでください。
- 銘板記載内容を転記するなど、既に作成された書類により確認できる範囲で調査してください。
- 調査にあたっては、電気設備を管理している電気主任技術者に必ず御相談ください。

■ 調査の内容や記入方法等について、御不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ窓口】千葉県PCB特設事務局

（電話）~~0120-099-161~~（現在、この番号は閉鎖しています。）

（受付は平成29年11月27日（月）までの平日9時～17時）

（FAX）~~0120-770-452~~（現在、この番号は閉鎖しています。）

（平成29年11月27日（月）まで24時間受付）

本調査は、千葉県の委託により公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団が実施しております